平成26年第5回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年4月23日(水曜日)
招 集 場 所	伊江村議会議事堂
開会	4月23日 10時00分 亀里敏郎議長宣言
閉会	4月23日 10時15分 亀里敏郎議長宣言
	1
	2 内間広樹議員 8 知念一邦議員
出 席 議 員 (応 招 議 員)	3 仲宗根 清 夫 議員 9 名 嘉 實 議員
	5
	6 山 城 克 己 議員 11 渡久地 政 雄 議員
 欠 席 議 員	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島 田 勝 雄 君 主 査 山 城 佐百合 君
	村長島袋秀幸君副村長名城政英君
	教 育 長 出 張 総務課長 内 間 常 喜 君
	建設課長 並 里 晴 男 君 教育行政課長 大 城 強 君
地方自治法第121	農林水産課長 知念吉久君 会計管理者 知念弘和君
条の規定により説明 のため出席した者の	農林水産課参事 宮里政喜君 公営企業課長 西江 正君
職氏名	福祉保健課長 金 城 和 廣 君 商工観光課長 東 江 民 雄 君
	住民課長 西江 忍君 政策調整室長 宮城弘和君
	福祉保健課参事 亀 里 裕 治 君 農業委員会 宮 里 正 邦 君
	総務課長補佐 新 城 米 広 君
議事日程及び会議 に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

平成26年第5回伊江村議会臨時会議事日程(第1号)

平成26年4月23日 (水) 午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名(11番 渡久地政雄・2番 内間広樹)
第2		会期決定の件
第3	意見書第2号	在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練事故に関する意見書(案)
第4	決議第4号	在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練事故に関する抗議決議(案)
第5		閉会中の議員派遣について

〇 議長 亀 里 敏 郎 君

ただいまから、平成26年第5回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって11番 渡久地政雄議員、2番 内間広樹議員を指名 します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり] 異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 意見書第2号 在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練事故に関する意見書(案)を議題といたします。

本案は提出者 内田竹保議員、賛成者 友寄祐吉議員から提出されております。

本案について、提案理由の説明を求めます。7番 内田竹保議員。

〇 7番 内 田 竹 保 議員

ただいま議題となりました意見書第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

理由説明に先立ちまして、本議会の議会運営委員会で慎重に審議し、採択をもっての提案であります。それでは案文を朗読して提案理由にかえたいと思います。

意見書第2号 在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練事故に関する意見書(案)

4月17日午後9時10分ごろ、在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練中において、水が入った重さ約200キロのドラム缶4本を東ねた投下物資、重量約800キロが伊江村字東江上3833番地の米軍提供施設内にある伊江島運用支援分遣隊移設工事現場に落下した。

落下場所は、昼間は約60人の作業員が働く工事現場で落下場所から一番近い集落へは、約500mの近距離にあり又、すぐ近くには頻繁に車両が通過する幹線道路もあり一歩間違えば大惨事となる可能性もあった。 更に今回の落下現場は伊江島補助飛行場フェンスから約1キロも離れ、従来の訓練コースから大きく逸脱し信じ難い場所である。

3月26日には、在沖米陸軍所属によるパラシュート高高度降下訓練中にも事故が発生し、去る4月3日に 事故に対する原因究明と再発防止を強く関係機関に要求し抗議も行ったばかりである。1月14日にもMV-22オスプレイを使用したパラシュート降下訓練中2名が、フェンス外に落下した事故も相次いで発生してお り今回の事故は村民に対して重大な人権蹂躙であり言語道断と言わざるを得ない。

伊江村議会は、度重なる在沖米軍による事件・事故に対しこれまで再発防止を再三再四強く要請してきたにもかかわらず、今回の事故が発生したことは事件・事故に対する認識の甘さと米兵に対する安全教育が徹底されていないことを証明するものであり、強い憤りを感じるものである。以上のことから、本村議会は村民の生命、財産、安全を守る立場からパラシュート物資投下訓練事故に対して厳重に抗議するとともに、パラシュート物資投下訓練の即時中止と本事故の原因究明を強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年4月23日 沖縄県国頭郡伊江村議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、外務省沖縄特 命全権大使。

以上であります。よろしくお願いいたします。

〇 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております意見書第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。したがって意見書第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから意見書第2号 在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練事故に関する意見書(案)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第2号 在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練事故に関する 意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第4 決議第4号 在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練事故に関する抗議決議(案)を議題といたします。

本案は提出者 友寄祐吉議員、賛成者 内田竹保議員から提出されております。

本案について、提案理由の説明を求めます。10番 友寄祐吉議員。

〇 10番 友 寄 祐 吉 議員

ただいま議題となりました決議第4号について、提案理由の説明を行います。

本案も先ほどの意見書第2号同様、先日の議会運営委員会で審議され、今回の訓練事故に対し米軍関係者 に強い怒りを持って抗議するために、この本案を提案いたしました。

この抗議文を朗読して提案理由の説明といたします。

決議第4号 在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練事故に関する抗議決議(案)

4月17日午後9時10分ごろ、在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練中において、水が入った重さ約200キロのドラム缶4本を東ねた投下物資、重量約800キロが伊江村字東江上3833番地の米軍提供施設内にある伊江島運用支援分遣隊移設工事現場に落下した。

落下場所は、昼間は約60人の作業員が働く工事現場で落下場所から一番近い集落へは、約500mの近距離にあり又、すぐ近くには頻繁に車両が通過する幹線道路もあり、一歩間違えば大惨事となる可能性もあった。 更に今回の落下現場は、伊江島補助飛行場フェンスから約1キロも離れ、従来の訓練コースから大きく逸脱し信じ難い場所である。

3月26日には、在沖米陸軍所属によるパラシュート高高度降下訓練中にも事故が発生し、去る4月3日に 事故に対する原因究明と再発防止を強く関係機関に要求し抗議も行ったばかりである。1月14日にもMV-22オスプレイを使用したパラシュート降下訓練中2名が、フェンス外に落下した事故も相次いで発生してお り今回の事故は村民に対して重大な人権蹂躙であり言語道断と言わざるを得ない。

伊江村議会は、度重なる在沖米軍による事件・事故に対しこれまで再発防止を再三再四強く要請してきたにもかかわらず、今回の事故が発生したことは事件・事故に対する認識の甘さと米兵に対する安全教育が徹底されていないことを証明するものであり、強い憤りを感じるものである。以上のことから、本村議会は村民の生命、財産、安全を守る立場からパラシュート物資投下訓練事故に対して厳重に抗議するとともに、パ

ラシュート物資投下訓練の即時中止と本事故の原因究明を強く要求する。

以上、決議する。

平成26年4月23日 沖縄県国頭郡伊江村議会

あて先 駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖総領事、在沖米海兵隊基地政務 外交部長。

以上であります。

〇 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています決議第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託 を省略したいと思います。御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。したがって決議第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。討論はありませんか。 [「討論なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これから決議第4号 在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練事故に関する抗議決議(案)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。したがって決議第4号 在沖米軍によるパラシュート物資投下訓練事故に関する抗議決議(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。

閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。 次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一 任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。したがって議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に 一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。

本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その 整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第5回伊江村議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会時刻10時15分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づきここに署名する。

伊江村議会

議会議長 亀里敏郎

署名議員(11番) 渡久地 政 雄

署名議員(2番) 内間広樹